

当院での訪問看護導入に関する手順及び留意事項について

《手順》

1. 訪問看護の導入を希望される場合は必ず当院に受診して頂き、患者さんまたはそのご家族が受診の際に主治医へ直接、その旨を伝えてください。
2. 主治医より訪問看護導入が承諾された場合に訪問看護指示書が発行されます。

《留意事項》

1. 何かしらの理由で患者さんやそのご家族が主治医へその旨を伝えられないときは、ご親戚やご友人等が同席するか、事前にその旨を記載したお手紙を患者さんとそのご家族に持参してもらい、それを主治医へ渡して相談をすることも可能です。
2. お手紙を持参することを忘れてしまうような患者さんの場合は、ご親戚やご友人等またはケアマネジャー等の在宅サービス関係者の受診同席をおすすめします。
3. 手紙の内容は下記の内容を忘れずに記入してください。
 - ① 患者さんの状況（バイタルサイン、ADLなど）
 - ② 訪問看護導入目的
 - ③ 担当ケアマネジャーの氏名・連絡先
4. 訪問看護指示書発行には、訪問看護指示料として料金が発生します（料金は次回受診の会計事に一緒に請求されます）。
5. 担当外来へ直接電話依頼されても対応はできません。
6. 当院では訪問看護指示書の発行を月1回発行としております。
7. 定期受診ができていない場合は、翌月の訪問看護指示書発行はできません。

《問い合わせ先》

* 〒242-8602 大和市深見西八丁目-3-6 TEL:046-260-0111

大和市立病院 患者サポートセンター

訪問看護指示書発行担当 看護師（内線：2273）

担当不在時は電話当番担当 看護師（内線 2564、2322）までご連絡ください

以上